

令和6年度いきいき産地づくり支援事業実施要領

1 目的

本市の農業は水稻、葉たばこ、野菜、畜産を中心として営まれてきたが、食生活の変化や安価な輸入農産物の流通、農業従事者の高齢化など、農業経営環境が大きく変わる中において、優良農地の維持確保を図るために新たな農産物の導入事業として、果樹を導入する農家の経費負担の軽減を図ることにより栽培面積の拡大に資する。

2 対象者

- ① 田村市に居住し、田村市内のほ場において栽培を行う者。
- ② 新規導入者及び経営規模拡大者で販売を目的に栽培を行う者
- ③ 果樹において新規樹種を導入する場合は、田村市又はJ A福島さくらが開催する果樹講習会へ参加できる者。
- ④ 田村農業普及所又はJ A福島さくらの栽培指導を遵守できる者。
- ⑤ 水稻作付者については、米の生産調整を達成している者。
- ⑥ 市税等に滞納がない者。
- ⑦ 暴力団に所属又は暴力団の統制下でない者。

3 対象品目 ※国または、県の補助事業の対象となるものは除く。

- (1) 果樹関係：りんご、モモ、ブルーベリー、ナシ、ブドウ、スモモ・プルーン、カキ、ウメ、ギンナン等
- (2) ホップ関係

4 対象経費

初年度及び規模拡大部分の果樹、ホップの苗木購入費、土壌分析費、支柱・棚設置費、ハウス資材費、肥料の購入経費の一部を補助する。

5 対象面積

補助導入後の経営面積として下記以上とする。

- (1) 果樹関係：10 a 以上
(ブルーベリーについては5 a 以上、ハウス栽培については2 a 以上の作付とする。)
- (2) ホップ関係：特になし

6 補助期間

平成23年度～令和6年度（単年補助）

7 補助率

10 a 当たり別表1の合計金額を標準額とし、実費用に対し補助する。

- (1) 果樹関係：1/2以内（補助限度額30万円）
- (2) ホップ関係：1/2以内（補助限度額100万円/10 a）

8 その他

- ① 補助事業要望者は、要望の内容を田村農業普及所または、J A福島さくら各アグリ事業所に相談のうえ、栽培・販売指導等を受ける。
- ② 補助事業要望者は、①を踏まえ事業要望書、実施計画書を田村市役所農林課または各行政局産業建設課に提出する。
- ③ 市は認定に際し別表1及び別表2により認定する。
- ④ 要望者が多数あった場合は、ほ場の条件等を考慮し調整することができる。
- ⑤ 国、県の補助事業を活用することができる場合には、本事業の対象としない。
- ⑥ 栽培指導は、田村農業普及所及びJ A福島さくらにて行う。
- ⑦ 販売指導は、J A福島さくらにて行う。
- ⑧ 本事業の推進については、農林課、各行政局産業建設課、田村農業普及所、J A福島さくらにより行う。
- ⑨ その他本要領に定めのない事項については、田村市農林業振興事業補助金交付要綱による。

別表 1 (主な品目の 10 a 当たりの標準額)

品種名	10a 当たり定植 標準本数 {本} (A)	1 本当たり 種苗単価 {円} (B)	10a 当たり種苗 代 {円} (A) × (B) = (C)	土壌分析・支 柱・棚・肥料代	合計金額	備考
果樹	りんご	40	1,470	58,800	102,500	161,300
	モモ	40	1,470	58,800	39,500	98,300
	ブルーベリー	166	1,260	209,160	88,300	297,460
	ナシ	20	1,575	31,500	939,500	971,000
	ブドウ	26	2,625	68,250	939,500	1,007,750
	スモモ・プルーン	20	1,365	27,300	39,500	66,800
	カキ	20	1,365	27,300	39,500	66,800
	ウメ	20	1,260	25,200	39,500	64,700
	ギンナン	20	1,470	29,400	39,500	68,900

別表 2 (認定基準)

1	ポジティブリストに配慮したほ場又は計画であること
2	果樹において、概ね10 a (ブルーベリー5 a) 以上の連担したほ場であること
3	果樹において、標高等を考慮した品種が選定されていること
4	果樹において、スピードスプレーヤーが必要となる樹種については、同機が使用可能な植栽方法をとること。